

## 受診者様

## 新型コロナウイルス感染拡大防止について（健診時持参）

新型コロナウイルス感染拡大防止として健診当日の体調確認について、以下設問の回答と受診時における注意をご確認をお願いいたします。受診当日にご持参をお願いいたします。

健診当日に下記問診にて1項目でも該当『はい』の場合は、健康診断をご受診いただけません。該当があればご予約の変更をお願いいたします。

## 1. 新型コロナウイルス感染拡大防止対策問診

	受診前問診(コロナウイルス対策)	いずれかに○	
①	発熱(ワクチン接種後の発熱も含む)、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状が、本日及びここ7日以内にございましたか？	はい	いいえ
②	新型コロナウイルスに感染した後、厚生労働省(行政又は受診先医師)の示す自宅待機期間内にあたりますか？(検温などご自身の健康状態の確認等を行う期間を含む)	はい	いいえ
③	新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と認定され、厚生労働省(行政又は受診先医師)が示す待機期間内にあたりますか？(検温などご自身の健康状態の確認等を行う期間を含む)	はい	いいえ
④	諸外国への渡航歴があり、厚生労働省が示す待機期間内にあたりますか？	はい	いいえ

(以下上部消化管内視鏡検査を受けられる方のみご回答ください)

⑤	2週間以内に37.5度以上の発熱がございましたか？	はい	いいえ
⑥	明らかな誘因なく4～5日続下痢等の消化器症状がございましたか？	はい	いいえ
⑦	2週間以内に、新型コロナウイルス感染者やその疑いがある方(同居者・職場内での発熱含む)、との接触歴がございましたか？	はい	いいえ

## 2. 健康診断受診時の注意事項

- 新型コロナワクチン接種された方は、接種後3日以上経過してから、また副反応が起きた方は体調が十分に回復してから受診することを推奨します。
- 新型コロナウイルスに感染した場合、健診の結果に異常が見られる可能性がありますので、自宅待機解除後も5日間ほどの期間を置き、体調が十分に回復してからの受診をお勧めします。
- 健診会場入口等で、検温を実測しますのでご協力をお願いします。その際、37.5度以上の方はご受診いただけません。
- 入口等にアルコール消毒液を用意しますので、健診会場への入館(室)時と退館(室)時のほか、健診中も適宜手指消毒をお願いします。アルコールを使えない方は、更衣室等で手洗いををお願いします。
- 健診中は各自マスクを着用していただきます。マスクはご自身で用意してください。
- 基礎疾患(持病)の症状に変化がある方は事業所ご担当者または主治医にご相談ください。
- 2023.2月現在の基準となり、今後の政府の指針により上記の質問内容が変更になる場合がありますのでご了承ください。

以上